

(7) 当期利益の計画比大幅未達について

[17年3月期について当期利益の実績が経営健全化計画の計画値より下振れした理由]

当行における17年3月期の当期利益は、1,368億円の損失と経営健全化計画における当期利益の計画値2,500億円を3,868億円下回る結果となりました。これは、計画策定時の想定を上回ってデフレが長期化する中、不良債権問題に決着をつけ、18年3月期以降の与信関係費用を巡航速度化し、確実に業績回復が果たせるよう、17年3月期に不良債権及び債務者の金融支援目的で過去に取得した優先株式等に係る財務上の抜本的な処理を行ったことによるものであります。

具体的には、①金融再生プログラムの趣旨等も踏まえ、オフバランス化を促進したことや、従来以上に保守的なスタンスに立脚した将来リスクへの対応強化を行った結果、与信関係費用が計画値を5,048億円上回ったこと、②さらに、債務者の金融支援目的で過去に取得した優先株式について、将来リスク削減の観点から償却コストを2,115億円計上したこと、の2つが当期利益の下振れの主因であります。

〔業務純益ＲＯＥの状況〕

当行における 17 年 3 月期の業務粗利益は、計画を 771 億円下回る 1 兆 5,229 億円、経費につきましては、計画比 176 億円の削減となる 5,824 億円となりましたことから、業務純益(一般貸倒引当金繰入前)は、9,405 億円と計画を 595 億円下回り、計画比 6% の未達となりました。一方、自己資本につきましては、日経平均株価が計画前提を大幅に上回っていることに伴う有価証券評価益の増加を主因として 2 兆 8,118 億円(平残)と計画比 4,143 億円の 17% 増加となっており、業務純益ＲＯＥ(一般貸倒引当金繰入前)は 33.44% と計画値の 41.71% に比して 2 割下回る実績となりました。

〔業務改善命令について〕

当社は、「経営健全化計画に係る 17 年 3 月期の収益目標と実績とが大幅に乖離していることなどから、経営健全化計画の履行を確保するための措置を講ずる必要があると認められる」ことを理由として、7 月 22 日、金融庁より、金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律第 20 条第 2 項および銀行法第 52 条の 33 第 1 項の規定に基づき、行政処分(業務改善命令)を受けました。

命令の内容は、以下の通りであります。

○抜本的な収益改善のための方策を織り込んだ業務改善計画を 8 月 26 日までに提出すること。

○業務改善計画を着実に実施すること。

○上記業務改善計画提出後、同計画の履行が確保されていると認められるまでの間、17 年 9 月期を初回として、四半期ごとの実施状況を 2 ヶ月以内に報告すること。

当社といたしましては、かかる処分を受けましたことを真摯に受け止め、引き続き経営努力を重ね、収益力の強化を通じ、公的資金の早期返済に向けて全力で取り組んでまいります。

なお、業務改善計画の内容は、今後提出いたします経営健全化計画に織り込むことといたします。